

## 会員規則

### 第1章 総則

第1条 当会は、障害児教育研究会と称し、鳥取大学に置くものとする。

第2条 当会は、「子ども会」、「施設訪問」などを通して幅広く障害児教育を実践し、その交流を通して、障害児者に対する理解を深めることを目的とする。

### 第2章 組織

第3条 当会の会員は、総則第2条に賛同し、かつ、鳥取大学生、及び教官により構成、組織されるものとする。

第4条 当会は次の役員を置く。

部長 1名

会計 1名

連絡 1名

写真 1名

村長 1名

第5条 上記役員は、全会員の中より選出するものとする。

### 第3章 総会

第6条 総会は、毎年年度末に、全会員、又、「子ども会」に参加される保護者の出席を原則に行い、年度計画、会計報告、会員に提示された議題について討議、議決を行う。

### 第4章 会計

第7条 当会の経費は、援助金、ならびに会費をもってこれにあてる。

第8条 会費は総会で定められた金額を原則とし、会計が毎月徴収するものとする。

第9条 上記金額は、500円とする。